大分大学大学院医学系研究科学位規程

平成１６年４月１日制定

平成16年医学部規程第3-14号

　（趣旨）

第１条 この規程は，大分大学学位規程（平成１６年規程第７１号。以下「規程」という。）第２２条の規定により，大分大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における学位の授与に関し必要な事項を定める。

　（学位論文の提出資格）

第２条　規程第３条第２項の規定により学位論文（修士）を提出することができる者は，本研究科修士課程に１年６月以上在学し，所定の単位の修得が見込まれる者で，かつ，必要な研究指導を受けた者とする。ただし，優れた研究業績を上げた者については，在学期間が１年６月未満であっても学位論文を提出することができる。

２　規程第３条第３項の規定により学位論文（博士）を提出することができる者は，本研究科博士課程（以下「博士課程」という。）に３年以上在学し，所定の単位の修得が見込まれる者で，指導教員による研究指導を経て，自立して研究し得る能力を備えていると認められた者とする。ただし，優れた研究業績を上げた者については，在学期間が３年未満であっても学位論文を提出することができる。

３　規程第３条第４項の規定により学位論文（博士）を提出することができる者は，本研究科が行う外国語についての学力の確認のための試験（以下「外国語試験」という。）に合格し，かつ，研究科委員会博士課程小委員会（以下「博士課程小委員会」という。）による学位申請資格（以下「申請資格」という。）の審査の結果，次の各号のいずれかに該当すると認定された者とする。

　（１）　医学部医学科，歯学部歯学科又はこれらに準ずる６年制の大学を卒業した者で，基礎医学，臨床基礎医学，社会医学，臨床医学又は医学系に準ずる学問分野（以下「医学系学問分野」という。）において５年以上の研究歴を有するもの

　（２）　前号以外の学部学科を卒業し，かつ，修士課程又は博士前期課程を修了した者で，医学系学問分野において５年以上の研究歴を有するもの

　（３）　第１号以外の学部学科を卒業した者で，医学系学問分野において７年以上の研究歴を有するもの

　（４）　博士課程に４年を超えて在学し，大分大学大学院学則（平成１６年規則第９号。以下「大学院学則」という。）第１４条に規定する在学期間内に退学した者（ただし，大分大学大学院医学系研究科長期履修規程（平成１７年医学部規程第３－１号）第２条に規定する長期履修学生（以下「長期履修学生」という。）にあっては，認められた長期履修期間を超えて在学し，大学院学則第１４条に規定する在学期間内に退学した者）

（５）　その他大分大学大学院医学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において，

前各号と同等以上の学力があると認められた者

４　前項各号に規定する研究歴は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　大学における専任の教授，准教授，講師又は助教として医学系学問分野の研究に従事した期間

（２）　大学における特任教員として医学系学問分野の研究に従事した期間

（３）　大学院において，医学系学問分野に関する分野を専攻した在学期間

（４）　大分大学医学部附属病院において，フルタイム職員の医員として研究に従事した期間

（５）　大分大学において，研究生として医学，歯学又は薬学の研究に従事した期間

（６）　研究科委員会が認める権威ある研究施設の専任職員として，医学系学問分野の研究に従事した期間

　（７）　研究科委員会が前各号と同等以上と認める方法により，医学系学問分野の研究に従事した期間

５　第３項の規定にかかわらず，日本学術振興会の論文博士号取得希望者に対する支援事業に採用された論博研究者については，博士課程小委員会の議を経た上で，外国語試験及び申請資格審査を免除することができる。

６　第３項の規定にかかわらず，規程第４条第３項の規定により学位の授与を申請した者が，博士課程の在籍期間の中途で退学した者であるときは，外国語試験を免除することができる。

　（学位論文の審査出願書類等）

第３条　規程第４条第１項に規定する学位論文（修士）の審査出願をする者は，次の各号に掲げる書類を，指導教員を経て，研究科長に提出するものとする。

（１）　学位論文審査願　１部

　（２）　学位論文　５部

　（３）　学位論文要旨　　５部

　（４）　参考論文（該当論文がある者のみ）　５部

（５）　大分大学医学部倫理委員会その他の研究倫理に係る委員会（以下「倫理委員会等」という。）の承認が必要な研究である場合はその承認書の写し　１部

（６）　学位論文作成に関するデータ等を収めた電子媒体（CD-ROM, DVD-ROM等）　１式

２　規程第４条第２項に規定する学位論文（博士）の審査出願をする者は，次の各号に掲げる書類を指導教員及び研究科長を経て，学長に提出するものとする。

　（１）　学位論文審査願　１部

　（２）　学位論文　６部

　（３）　学位論文目録　５部

　（４）　学位論文要旨　５部

　（５）　履歴書　５部

　（６）　参考論文（該当論文がある者のみ）　５部

　（７）　参考論文目録（該当論文がある者のみ）　５部

（８）　倫理委員会等の承認が必要な研究である場合はその承認書の写し　１部

　（９）　同意書（共著論文の場合）　５部

（１０）　解説書（共著論文の場合）　５部

（１１）　大学院研究倫理教育セミナーの修了者に交付される受講証　１部

（１２）　学位論文作成に関するデータ等を収めた電子媒体（CD-ROM, DVD-ROM等）　１式

３　規程第４条第３項に規定する学位論文（博士）の審査出願をする者は，次の各号に掲げる書類を指導教員又は紹介教員及び研究科長を経て，学長に提出するものとする。

　（１）　学位授与申請書　１部

　（２）　学位論文　６部

　（３）　学位論文目録　５部

　（４）　学位論文要旨　５部

　（５）　履歴書　５部

　（６）　参考論文（該当論文がある者のみ）　５部

　（７）　参考論文目録（該当論文がある者のみ）５部

（８）　倫理委員会等の承認が必要な研究である場合はその承認書の写し　１部

　（９）　研究歴証明書　１部

　（１０）　学外研究歴証明書　各１部

　（１１）　同意書（共著論文の場合）　５部

（１２）　解説書（共著論文の場合）　５部

（１３）　学位論文審査手数料　規程第４条第４項に規定する所定の金額

（１４）　学位論文作成に関するデータ等を収めた電子媒体（CD-ROM, DVD-ROM等）　１式

４　第２条第３項に規定する申請資格を認定された者は，前項第９号及び第１０号に掲げる書類については，第７条第２項の規定による申請資格審査結果の通知書をもって代えることができる。

５　第３項第１３号に規定する学位論文審査手数料の免除を受けようとする者は，規程第４条第３項ただし書の規定に定めるもののほか，次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

　（１）　授業科目に係る３０単位のうち，研究実践科目に係る１５単位を除く１５単位以上を取得して退学していること。

（２）　長期履修学生にあっては，当該長期履修期間を超えて在学し大学院学則第１４条に規定する在学期間内に退学していること。

　　（学位論文の具備要件）

第４条　学位論文として受理できるものは，次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

　（１）　学位論文（修士）については，単著を原則とする。ただし，共著論文については，学術雑誌に発表されたものであり，ファーストオーサーであるものとする。

　（２）　学位論文（博士）については，単著又は共著とする。ただし，国際的に評価の定まっている欧文の学術雑誌に発表されたものであり，共著論文についてはファーストオーサーであるものとする。

　（３）　共著論文については，提出者以外の共著者全員の同意書のあるものとする。

　（４）　共著論文については，提出者自らが担当した部分についての解説書のあるものとする。

　（学位論文審査願等の提出時期）

第５条 規程第４条第１項の規定による修士の学位論文審査願及び学位論文等の提出時期は，第２年次の１２月第１月曜日までとする。ただし，優れた研究業績を上げた者は，第２年次の４月１日から６月３０日までに早期修了に係る申請書（以下｢早期修了申請書｣という。）を提出することができる。

２　規程第４条第２項の規定による博士の学位論文審査願及び学位論文等の提出時期は，第４年次の１１月３０日までとし，１０月入学者にあっては，第４年次の６月３０日までとする。ただし，優れた研究業績を上げた者は，第３年次の４月１日から１０月３１日までの間に，１０月入学者にあっては，第３年次の１０月１日から４月３０日までの間に早期修了申請書を提出することができる。

３　第１項ただし書き及び前項ただし書きの場合における学位論文等の取扱いについては，別に定める。

４　規程第４条第３項の規定による学位授与申請書及び学位論文等の提出時期は，当該論文が完成したときとする。

　（申請資格審査出願）

第６条 第２条第３項の規定による申請資格についての審査を出願する者は，申請資格審査願に次の各号に掲げる書類を添え，指導教員又は紹介教員を経て博士課程小委員会委員長に提出するものとする。

　（１）　学位論文目録　１部

　（２）　学位論文要旨　１部

　（３）　履歴書　１部

　（４）　最終学校の卒業証明書又はこれに相当する証明書　１部

　（５）　研究歴証明書　１部

　（６）　学外研究歴証明書　各１部

　（７）　外国語試験合格証明書　１部

　（申請資格の審査）

第７条 博士課程小委員会は，前条の出願者について申請資格の審査を行う。

２　博士課程小委員会委員長は，前項の審査を終了したときは，申請資格審査の結果の要旨により，研究科委員会に報告するとともに，審査出願者にその結果を通知しなければならない。

　（外国語試験）

第８条 第２条第３項に規定する外国語試験は，博士課程入学試験と同時に実施する。

２　前項の外国語試験を受験できる者は，第２条第３項各号のいずれかに該当する者とする。ただし，研究歴の年数は，それぞれ２年を減ずることができる。

３　第１項の外国語試験を受験する者は，外国語試験受験願書を受付期間内に研究科長に提出するものとする。

　（外国語試験合格証明書等）

第９条 外国語試験合格者には，外国語試験合格証明書を交付し，不合格者には，その旨を通知する。

　（学位論文審査委員会）

第１０条　規程第６条に規定する学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）に，主査１人及び副査２人を置く。

２　主査は，審査委員会の司会をするものとする。

３　主査及び副査は，博士課程小委員会又は修士課程小委員会の議を経て研究科委員会が選出する。

４　主査及び副査の選出に関し必要な事項は別に定める。

　（論文の審査）

第１１条　審査委員会が行う学位論文審査は，その審査を公開して行うものとする。

　（学位論文審査等の通知）

第１２条　規程第６条に規定する審査委員会の主査は，学位論文の審査及び規程第７条に規定する最終試験又は規程第８条に規定する学力の確認を行う日時及び場所を，実施日の１４日前までに学位論文審査出願者等に通知しなければならない。

　（審査結果の資料の配付）

第１３条　規程第１０条に規定する報告に関する資料は，学位論文（修士）にあっては学位論文審査結果等報告書とし，学位論文（博士）にあっては学位論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨とする。

２　前項の資料は，規程第１１条の規定による学位論文の結果等についての審議を行う研究科委員会の開催日までに事前に委員に配付するものとする。

　（データの保管）

第１４条　第３条第１項第６号，第２項第１２号及び第３項第１４号に規定する学位論文作成に関するデータ等を収めた電子媒体については，提出後１０年間保管するものとする。

　（雑則）

第１５条　この規程に定めるもののほか，学位論文の審査，最終試験及び学力の確認の取扱いに関し疑義が生じたときは，研究科委員会が決定する。

　　　附　則

　この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年医学部規程第３－１７号）

　この規程は，平成１６年１０月１３日から施行し，平成１６年７月７日から適用する。

附　則（平成１７年医学部規程第３－２号）

　この規程は，平成１７年３月２０日から施行し，平成１６年１０月１３日から適用する。

附　則（平成１８年医学部規程第３－４号）

　この規程は，平成１８年２月１０日から施行する。

附　則（平成２１年医学系研究科規程第３－４号）

　この規程は，平成２１年１２月１０日から施行する。

附　則（平成２３年医学系研究科規程第３－２号）

　この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年医学系研究科規程第３－３号）

　この規程は，平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２６年医学系研究科規程第３－１号）

　１　この規程は，平成２６年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際，外国語試験合格証明書の交付を受けている者の取扱いについては，

　　平成２６年４月１日以降の外国語試験合格者の取扱いと同様とする。

　　　附　則（平成２８年医学系研究科規程第３－１号）

　１　この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

　２　平成２３年度以前に入学した者については，この規程による改正後の大分大学大学院医学系研究科学位規程第３条第２項第１０号の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成２９年医学系研究科規程第３－１号）

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年医学系研究科規程第３－１号）

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年医学系研究科規程第３－２号）

　この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成３１年医学系研究科規程第３－４号）

この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年医学系研究科規程第３－２号）

１　この規程は，令和２年４月１日から施行する。

２　この規程による改正後の大分大学大学院医学系研究科学位規程第２条第３項第１号から第３号の研究歴については，同条第４項の規定にかかわらず，その算定に当たり，この規程の施行日の前日までの改正前の大分大学大学院医学系研究科学位規程第２条第４項第３号の期間を合算するものとする。

附　則（令和２年医学系研究科規程第３－３号）

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年医学系研究科規程第３－２号）

この規程は，令和４年４月１日から施行する。